

金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関 に関する内閣府令【新設】の概要

1. 紛争解決機関の指定申請手続

(1) 金融商品取引関係業者に対する意見聴取等

金融商品取引関係業者に対する意見聴取は、以下に定めるところにより、説明会を開催することとする（第3条）。

- ① 説明会の開催日時・場所は、すべての金融商品取引関係業者の参集の便を考慮すること。
- ② 申請をしようとする者は、すべての金融商品取引関係業者に対し、説明会の開催日の2週間前までに、説明会の開催日時・場所、異議の有無等を記載した意見書の提出等を記載した書面及び業務規程を送付すること。

(2) 指定の申請

指定申請書は、業務規程等の送付日から3か月以内に提出しなければならないこととする（第4条）。

2. 指定紛争解決機関の業務

(1) 手続実施基本契約の内容

手続実施基本契約の内容として、指定紛争解決機関は、当事者である加入金融商品取引関係業者の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該金融商品取引関係業者に対して、その義務の履行を勧告できることとする（第7条）。

(2) 紛争解決委員

以下に掲げる者が紛争解決委員になることを可能とする（第11条）。

- ・ 弁護士・法律学に関する教授等に通算5年以上従事した者
- ・ 消費生活専門相談員等として消費生活相談に5年以上従事した者
- ・ 公認会計士・経済学に関する教授等に通算して5年以上従事した者
- ・ 苦情処理業務を行う法人において顧客保護の業務に通算10年以上従事した者 等